

船舶事故調査報告書

平成30年4月18日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成29年10月14日 06時05分ごろ
発生場所	島根県隠岐の島町西郷港南方沖 西郷港姫島灯標から真方位163° 1,000m付近 (概位 北緯36° 11.2′ 東経133° 20.5′)
事故の概要	漁船大安丸は、北進中、また、プレジャーボート第二富士丸は、漂泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成29年11月13日、主管調査官（広島事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 大安丸、9.1トン SN2-2405（漁船登録番号）、個人所有 B プレジャーボート 第二富士丸、0.99トン 272-5453島根、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、二級小型・特殊
負傷者	なし
損傷	A 船首部外板に擦過傷 B 右舷船側部外板に擦過傷等
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期 日出時刻：06時12分ごろ
事故の経過	A 船は、船長Aが1人で乗り組み、操業を終え、法定灯火を表示し、西郷港に向けて約10ノットの対地速力で北進していた。 船長Aは、西郷港から出航して来た漁船1隻を認め、同漁船と右舷対右舷で通過した後、右舷後方に遠ざかる同漁船を見ていたところ、衝撃を感じてB船と衝突したことに気付いた。 船長Aは、転覆したB船の船長Bを救助した後、海上保安庁に本事故の発生を通報した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、いか釣りの目的で、西郷港を出航した後、船首を南に向けて船外機を中立運転とし、漂泊して釣りを開始した。 船長Bは、船首方約1,600mにB船に向けて北進するA船を認めたものの、A船がB船の左舷側を通過して西郷港に入航するものと思い、船尾部に座って釣りを続けていた。 B船は、船長Bが至近となったA船の船首部を認めたものの、何もできず、その右舷船側部とA船の船首部とが衝突して転覆し、船長B

	<p>が海中に投げ出された。</p> <p>船長Bは、本事故時、周囲が明るくなってきていたので、マストの白色全周灯を消灯していた。</p>
<b>分析</b>	<p>A船は、西郷港南方沖を北進中、船長Aが、右舷後方に遠ざかる漁船に注意を向け、前方の見張りを適切に行っていなかったことから、前路で漂泊中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、西郷港南方沖で釣りをして漂泊中、船長Bが、A船を認めた後、A船がB船の左舷側を通過して西郷港に入航するものと思い、A船に対する見張りを適切に行っていなかったことから、A船が衝突のおそれのある態勢で航行を続けていることに気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、日出前の薄明時、西郷港南方沖において、A船が北進中、B船が釣りをして漂泊中、船長A及び船長Bが共に見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・航行中は、通過した船舶に気を取られることなく、常時適切な見張りを行うこと。</li> <li>・漂泊中でも、接近する他船を認めた際は、継続して動静を確認し、衝突のおそれがある場合には、余裕のある時機に移動するなどして衝突を避けるための措置を採ること。</li> </ul>